

東京二十三区清掃一部事務組合し尿等処理実施要綱

平成12年4月1日副管理者決定

改正 平成29年3月7日28清品第901号

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）品川清掃作業所（以下「作業所」という。）に搬入されるし尿等の処理について必要な事項を定めることにより、その適正かつ安定的な処理を行い、もって住民に対するサービス、公衆衛生の向上及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(受入れ対象)

第2条 作業所においては、特別区（以下「区」という。）の区域内から排出される次に掲げるし尿等を受け入れる。

- (1) 家庭系汲み取りし尿（一般家庭の日常生活に伴って発生する汲み取りし尿をいう。）
- (2) 浄化槽汚泥（浄化槽の清掃に伴い発生する汚泥をいう。）
- (3) し尿混じりのビルピット汚泥（専ら居住用の建築物の排水槽等の清掃に伴い発生するし尿混じりの汚泥をいう。）
- (4) ディスポーザ汚泥（東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥をいう。）

(し尿等の処理)

第3条 前条の規定により作業所で受け入れるし尿等の処理は、次に掲げる各作業により実施する。

- (1) し尿等の搬入の受入れ
 - (2) し尿等からの夾雑物等の除去（以下この作業で発生する夾雑物等及び次号に掲げる脱水作業により発生する汚泥を併せて「残さ物」という。）
 - (3) し尿等への薬品供給並びにし尿等のばっき及び脱水
 - (4) 残さ物除去後のし尿等（ろ液）の下水道放流
 - (5) 残さ物の焼却及び埋立
- 2 前項第4号に掲げる作業は、下水道法令の定めに従い、下水排除基準を満たすよう希釈した後に行う。
- 3 第1項第5号に掲げる作業は、残さ物の性質に応じ焼却し、又は埋め立てるものとする。

(処理計画)

第4条 し尿等の処理については、年度毎の処理計画に基づき行う。

2 組合は、関係区と協議の上、前項の処理計画を策定する。

(年末年始及び災害等緊急時の対策)

第5条 年末年始及び災害等緊急時のし尿等の処理については、前条の処理計画とは別に定めるところにより行う。

(連絡調整)

第6条 組合は、し尿等の処理にあたっては、必要に応じて家庭系汲み取りし尿の収集区と連絡調整を行うものとする。

2 組合は、し尿処理施設を運営する民間業者並びに第2条第2号、第3号及び第4号に掲げるし尿等を作業所に搬入する一般廃棄物収集運搬業者と、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。